作成日　2006 年　4 月　26 日
改訂日　2025 年　5 月　30 日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称　：　サンケイアディオン乳剤
供給者の会社名称，住所及び電話番号
会社名称　：　サンケイ化学株式会社
住所　：　〒110-0005　東京都台東区上野７丁目 6-11(第一下谷ビル)
担当部門　：　開発部
電話番号　：　03-3845-7951
ＦＡＸ番号　：　03-3845-7950
緊急連絡先　：　同上
整理番号　：　Ｂ－　5
推奨用途及び使用上の制限　：　農薬

2. 危険有害性の要約

化学品のＧＨＳ分類

物理化学的危険性	引火性液体	：	区分３
健康に対する有害性	急性毒性(経口)	：	区分に該当しない
	急性毒性(経皮)	：	区分に該当しない
	急性毒性(吸入：蒸気)	：	区分４
	皮膚腐食性／刺激性	：	区分に該当しない
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	：	区分１
	呼吸器感作性	：	分類できない
	皮膚感作性	：	区分に該当しない
	生殖細胞変異原性	：	分類できない
	発がん性	：	区分２
	生殖毒性	：	区分 1A
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	：	区分１(神経系) 区分３(麻酔作用、気道刺激性)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	：	分類できない
	誤えん有害性	：	分類できない
環境に対する有害性	水生環境有害性　短期(急性)	：	区分１
	水生環境有害性　長期(慢性)	：	区分１

上記に記載がないものは、「区分に該当しない」か「分類できない」である。

ＧＨＳラベル要素
絵表示　：

注意喚起語　：　危険
危険有害性情報　：　H226　引火性液体及び蒸気
H332　吸入すると有害
H318　重篤な眼の損傷
H351　発がんのおそれの疑い
H360　生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H370　臓器の障害
H335　呼吸器への刺激のおそれ
H336　眠気又はめまいのおそれ
H400　水生生物に非常に強い毒性
H410　長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

作成日　　2006 年　4 月　26 日
改訂日　　2025 年　5 月　30 日

注意書き　　：【安全対策】
P201　使用前に取扱説明書を入手すること。
P202　全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
P210　熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
P233　容器を密閉しておくこと。
P240　容器を接地しアースを取ること。
P241　防爆型の電気機器／換気装置／照明機器等を使用すること。
P242　火花を発生させない工具を使用すること。
P243　静電気放電に対する予防措置を講ずること。
P260　粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
P264　取扱い後は手をよく洗うこと。
P270　この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
P271　屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
P273　環境への放出を避けること。
P280　保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面等を着用すること。

：【応急措置】
P301+P312　飲み込んだ場合：気分が悪い時は医師に連絡すること。
P303+P361+P353　皮膚又は髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。
P304+P340　吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
P305+P351+P338　眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
P308+P313　ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。
P310　直ちに医師に連絡すること。
P312　気分が悪い時は医師に連絡すること。
P321　特別な処置が必要である(4. 応急措置を参照)。
P330　口をすすぐこと。
P370+P378 火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。
P391　漏出物を回収すること。

：【保管】
P403+P233　換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
P403+P235　換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
P405　施錠して保管すること。

：【廃棄】
P501　内容物や容器は、当該規則に従い都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託して、適切に廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別　　：　混合物

化学名又は一般名	含有量
３－フェノキシベンジル＝（１ＲＳ，３ＲＳ）－（１ＲＳ，３ＲＳ）－３－（２，２-ジクロロビニル）－２，２－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート （一般名：ペルメトリン）	20.0%
有機溶剤、界面活性剤　等	80.0%

作成日　2006 年　4 月　26 日
改訂日　2025 年　5 月　30 日

成　　分	含有量	CAS No.	化管法 管理番号	官報公示整理番号	
				化審法	安衛法
ペルメトリン	20%	52645-53-1	1 種 350	3-4010	4-(7)-2708
キシレン	26%	1330-20-7	1 種 80	―	―
エチルベンゼン	46.1	100-41-4	1 種 53	―	―
トルエン	0.6999	108-88-3	1 種 300	―	―
灯油	>=0.1 - <1	非公開	―	―	―

4. 応急措置

吸入した場合　：　空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
呼吸が困難な時には、酸素吸入を行う。
呼吸が停止した場合には、人工呼吸を施す。
口対口法を用いてはならない。
鼻、口、喉を水でゆすぐ。
体を毛布などで覆い、保温する。
ばく露またはその懸念がある場合は、医学的助言を求めること。
もし嘔吐が起こったら、胃からの嘔吐物が肺に入らないよう頭部を下げる。
物質へのばく露の影響が遅れて出てくることがある。経過観察をする必要がある。

皮膚に付着した場合　：　多量の水でよく洗うこと。
汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。
ばく露またはその懸念がある場合は、医学的助言を求めること。
皮膚刺激または発疹が生じた場合：医療処置を受けること。

眼に入った場合　：　眼を擦ってはならない。
まぶたを開いた状態に保つ。
できるだけ早く水で洗い始め、数分間注意深く洗う。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露またはその懸念がある場合は、医学的助言を求めること。

飲み込んだ場合　：　口を水で十分にゆすぎ、意識を失っていない場合は多量の牛乳または水を飲ませる。
空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
ばく露またはその懸念がある場合は、医学的助言を求めること。
体を毛布などで覆い、保温する。
もし嘔吐が起こったら、胃からの嘔吐物が肺に入らないように頭部を下げる。
呼吸が困難なときには、酸素吸入を行う。
呼吸が停止した場合には、人工呼吸を施す。
口対口法を用いてはならない。
意識がない場合、口から絶対に何も与えないこと。
物質へのばく露の影響が遅れて出てくることがある。経過観察をする必要がある。

5. 火災時の措置

適切な消火剤　：　水、泡消火剤、乾燥砂

使ってはならない消火剤　：　棒状水

火災時の特有の危険有害性　：　火災の熱などによる濃縮によって爆発するおそれがある。
加熱されたり火災に巻き込まれると、爆発的に分解するおそれがある。
外部火災の熱によって、爆発的に分解するおそれがある。
混触危険物質（「10.安定性及び反応性」参照）に留意して、適切な冷却手段にて容器を冷却する。
燃焼ガスおよび/または分解ガスには、刺激性、腐食性および/または毒性のガスが含まれるおそれがある。

火災の際は有害なガス(「10.　安定性及び反応性」参照)が発生し、めまいや窒息や健康被害を引き起こすおそれがある。
消火水中に有害物が含まれ、環境や生物に影響を与える事がある。
消火しても充分冷却されていないと、再度発火するおそれがある。

特有の消火方法　：　危険でなければ漏れを止める。
火災が止められない場合は、火災の拡大・類焼を防止するために噴霧散水により冷却しながら燃焼させたままにする。
消火活動中に加熱された容器が爆発するおそれがある場合には退避する。
全ての方向に爆発の被害を被らないような適切な避難距離を取る。
燃え広がった場合は、人が近づいて消火してはならない。爆発のおそれがある。
積荷が熱にさらされている場合は、積荷を積載した車両は移動してはならない。
火災の過熱によって、容器が爆発するおそれがある場合は、安全な距離を確保して消火活動を行う。
風上から作業する。
安全な場所から消火する。
関係者以外の立ち入りを禁止する。
大規模火災で大量にある場合：区域より退避させ、十分に離れた距離から消火すること。
周辺の他の未燃可燃物の防護：可能かつ安全ならば、容器を移動させるか、散水などで冷却する。
外部火災からの製品防護：可能かつ必要がある場合は、製品の入った容器を安全な場所に移動させ、容器または周辺設備を水等で冷却する。
容器の移動の際は、衝撃や摩擦を与えないこと。
消火剤で表面を覆い窒息消火する。
消火に用いた水は堰を作って囲い、環境に配慮した上で廃棄する；物質がちらばらないようにする。

消火を行う者の保護　：　各国、地域で規定された標準の全身保護衣および空気式呼吸器(SCBA)を着用する。
防護面、ヘルメット、手袋を含む耐炎性防火服を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項，保護具及び緊急時措置

：　人体に対する注意事項
適切な保護具(「8.ばく露防止および保護措置」参照)を着用して、飛沫等の眼または皮膚への付着や、ミストまたは蒸気の吸入をしないようにする。
緊急措置
風下の人を退避させ、風上から作業する。
関係者以外の立ち入りを禁止する。
水路では安全が確認されるまで航行を遮断する。
周辺環境に、影響(健康被害を含む)を及ぼすおそれがある場合は、周辺の居住者に警告する。
付近の着火源となるものを、直ちに取り除く。
危険有害なガスが滞留するおそれがある場所を遮断する。(くぼ地、水路、等)
大きな安全地帯を設定する。
大量漏出の場合、蒸気を抑えるために泡を使用する。
大量の場合、噴霧散水は蒸気濃度低減に有効なことがある。
二次災害の防止策
全ての着火源(熱/火花/裸火/高温表面/静電気放電、等)を取り除く。
適切な消火剤を準備する(「5.火災時の措置」を参照)。
排水溝、下水溝、地下室、くぼ地あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

環境に対する注意事項　：　環境中に放出しないこと。
漏出物が水系(河川や下水など)に流入して環境への影響を起こさないように包を作って堰止める。

作成日　2006 年　4 月　26 日
改訂日　2025 年　5 月　30 日

封じ込め及び浄化の方法及び機材
：速やかに回収する。
危険でなければ漏れを止める。
広がらないように堰を作り、後で廃棄する。
残留液を乾燥した土、砂や不燃性材料で吸収させ、安全な場所に移す。
適切な吸収材に吸収させて回収する作業を繰り返し、全量を回収する。
防爆型の【電気機器/換気装置/照明機器/機器】を使用すること。
全ての着火源(熱/火花/裸火/高温表面/静電気放電、等)を取り除く。
漏洩または漏出物を回収する場合は、専門家のアドバイスを求める。
残留分を注意深く集め、安全な場所に移す。
回収作業は、安全取扱い(「7.取扱いおよび保管上の注意」参照)措置をした上で実施すること。
廃棄方法は「13.廃棄上の注意」を参照。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い　技術的対策　：「８．ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

安全取扱注意事項　：ラベルをよく読む。記載以外に使用しない。
取扱いは換気の良い場所で行い、作業場の換気は十分行う。
取扱場所の近くに、緊急時に洗眼及び身体洗浄を行うための設備を設置する。
屋外での取扱いはなるべく風上から作業する。
取扱いの都度、容器を密閉する。
眼、皮膚、衣類に付けないこと。
保護手袋及び保護眼鏡／保護面を着用すること。
高温、火気の近くで取扱ってはならない。

局所排気・全体排気　：「８．ばく露防止及び保護措置」を参照

接触回避　：「10. 安定性及び反応性」を参照

衛生対策　：この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをすること。

保管　安全な保管条件　：食物、飲料等と区別し、火気、直射日光を避け、鍵のかかるなるべく低温で乾燥した場所に密栓して保管すること。
小児の手の届く所へ置かない。

安全な容器包装材料　：国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度

キシレン　：50ppm
エチルベンゼン　：20ppm
トルエン　：20ppm

許容濃度

日本産業衛生学会

キシレン　：50ppm(2020 年)
エチルベンゼン　：20ppm(2021 年)
トルエン　：50ppm

ＡＣＧＩＨ

キシレン　：TWA 20ppm
エチルベンゼン　：TWA 20ppm
トルエン　：TWA 20ppm

設備対策　：吸収装置を備えた局所排気装置および/または全体換気装置を使用する。
取扱場所の近くに洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。

作成日　2006 年　4 月　26 日
改訂日　2025 年　5 月　30 日

保護具

呼吸用保護具　：　呼吸用保護具は、適切な保護具を使用する。
緊急時および漏出時の措置では、空気呼吸器あるいは循環式酸素呼吸器(SCBA)を着用する。

手の保護具　：　手の保護具は、適切な保護具を使用する。
不浸透性保護手袋

眼、顔面の保護具　：　眼の保護具は、適切な保護具を使用する。
安全ゴーグルまたは保護眼鏡と防災面

皮膚及び身体の保護具　：　個人用保護具(PPE)は、適切な保護具を使用する。
帽子、靴、合羽等を含む適切な不浸透性保護衣を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態　：　可乳化油状液体
色　：　淡黄色澄明
臭い　：　特有臭
融点／凝固点　：　情報なし
沸点又は初留点及び沸騰範囲　：　情報なし
可燃性　：　情報なし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界
：　情報なし
引火点　：　26.8℃
自然発火点　：　情報なし
分解温度　：　情報なし
ｐＨ　：　情報なし
動粘性率　：　情報なし
溶解度　：　情報なし
n-オクタノール／水分配係数(log 値)
：　情報なし
蒸気圧　：　情報なし
密度及び／又は相対密度　：　比重　0.94(20℃)
密度　情報なし
相対ガス密度　：　情報なし
粒子特性　：　情報なし

10. 安定性及び反応性

化学的安定性　：　通常状態で安定
危険有害反応可能性　：　熱、化学反応、摩擦、または打撃によって分解が始まり、急激な温度上昇と圧力上昇をもたらすおそれがある。
加熱されると分解して、容器の破裂に至るおそれがある。
加熱されると分解して、火災や爆発に至るおそれがある。
蒸気は空気と爆発性混合気を形成する可能性がある。
ミストは、温度によらず空気と爆発性混合物を形成するおそれがある。
避けるべき条件　：　裸火、火花、加熱、高温表面、静電気放電、機械的衝撃等
混触危険物質　：　酸、塩基、酸化剤
危険有害な分解生成物　：　一酸化炭素、二酸化炭素、炭化水素、すす、塩化水素、塩素化合物

11. 有害性情報

急性毒性

経口　：　区分に該当しない
LD50　ラット　3080mg/kg

作成日　2006 年　4 月　26 日
改訂日　2025 年　5 月　30 日

経皮　：　区分に該当しない
LD50　ラット　＞2500mg/kg

吸入(蒸気)　：　区分 4
ATEmix　4613ppm

皮膚腐食性／刺激性　：　GHS 分類基準以下であり区分に該当しない
ウサギ　軽度の刺激性あり

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性
：　区分 1
ウサギ　強度の刺激性あり

呼吸器感作性又は皮膚感作性

呼吸器感作性　：　データが不足しているため分類できない。

皮膚感作性　：　区分に該当しない
モルモット　陰性

生殖細胞変異原性　：　データが不足しているため分類できない。

発がん性　：　区分 2
(成分)
エチルベンゼン：区分 2

生殖毒性　：　区分 1A
(成分)
エチルベンゼン：区分 1B
キシレン：区分 1B

特定標的臓器毒性(単回ばく露)
：　区分 1(神経系)
区分 3(麻酔作用、気道刺激性)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)
：　データが不足しているため分類できない。

誤えん有害性　：　データが不足しているため分類できない。

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)　：　区分 1

水生環境有害性 長期(慢性)　：　区分 1

生態毒性

製品

魚(コイ)　：　LC50(96h)　0.107mg/l

藻類(緑藻)　：　ErC50(72h)　>100mg/l
NOECr(72h)　0.032mg/l

ペルメトリン

魚(コイ)　：　LC50(96h)　0.240mg/l

甲殻類(オオミジンコ)　：　EC50(48h)　0.0027mg/l

藻類　：　ErC50(72h)　>0.900mg/l
NOECr(72h)　0.00077mg/l

残留性・分解性　：　情報なし

生態蓄積性　：　情報なし

土壌中の移動性　：　情報なし

オゾン層への有害性　：　情報なし

その他　：　ミツバチに対して影響がある。
蚕に対して影響がある。

作成日　2006 年　4 月　26 日
改訂日　2025 年　5 月　30 日

13. 廃棄上の注意

化学品(残余廃棄物)、当該化学品が付着している汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

残余廃棄物　：　関連法規並びに地方自治体の規則に従い、廃棄物処理業者に処理を委託する等により適切に廃棄すること。

汚染容器及び包装　：　関連法規並びに地方自治体の規則に従って適切に処理を行うこと。

14. 輸送上の注意

国際規制　国連番号　：　UN1993
品名　：　引火性液体、n.o.s.　(キシレン混合物)
国連分類　：　3
容器等級　：　Ⅲ

海洋汚染物質　：　該当

国内規制　陸上輸送　：　道路法等の規定に従う。
海上輸送　：　船舶安全法の規定に従う。
航空輸送　：　航空法の規定に従う。

特別の安全対策　：　輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。転倒、落下、破損がないよう積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
車両、船舶には保護具(手袋、メガネ、マスク等)を常備する他、緊急時の処理に必要な消化器、工具等を備えておく。

緊急時応急措置指針番号　：　128

15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法

第一種指定化学物質　：　３－フェノキシベンジル＝３－(２，２－ジクロロビニル)－２，２－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ペルメトリン)(管理番号：350)
キシレン(管理番号：80)
エチルベンゼン(管理番号：53)

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条)
：　ペルメトリン(令和 8 年 4 月 1 日以降対象物質)
キシレン
エチルベンゼン
トルエン

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2)
：　ペルメトリン(令和 8 年 4 月 1 日以降対象物質)
キシレン
エチルベンゼン
トルエン
灯油

危険物(令別表第 1)　：　キシレン
灯油

皮膚等障害化学物質等(則第 594 条の 2)
：　エチルベンゼン(特化則等)
キシレン(皮膚吸収性有害物質)
トルエン(皮膚吸収性有害物質)
灯油(皮膚吸収性有害物質)

特定化学物質等(特化則)　：　エチルベンゼン

有機溶剤等(有機則)　：　キシレン、トルエン

作成日　2006 年　4 月　26 日
改訂日　2025 年　5 月　30 日

がん原性に係る指針対象物質
：エチルベンゼン
毒劇物取締法　：該当しない
化審法
優先評価化学物質　：キシレン
エチルベンゼン
トルエン
消防法　：第 4 類 第 2 石油類 非水溶性液体、危険等級Ⅲ
船舶安全法　：危規則第 2,3 条危険物告示別表第 1 引火性液体類
航空法　：施行規則第 194 条危険物告示別表第 1 引火性液体類
農薬取締法　：登録番号　第 15960 号

16. その他の情報

参考文献

・JIS Z 7252：2019　GHS に基づく化学物質等の分類方法
・JIS Z 7253：2019　GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法 ― ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）
・独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE-CHRIP)
・原料 SDS

この安全データシートは現時点で入手可能な資料等をもとに作成しておりますが、物理化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証も成すものではありません。また注意事項は、通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いを行なう場合には自らの責任において用途に適した処置を講ずることが必要であることを理解した上で活用して下さい。